記 者 発 表 資 料

令和６年４月２４日
東 北 地 方 整 備 局

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社イノハチ	千葉県香取市佐原口２０２３番地３

２．指名停止措置期間
令和６年４月２４日　～　令和６年７月２３日　（　３ヵ月　）

３．指名停止措置の範囲
東北地方整備局管内

４．事実概要
株式会社イノハチは、令和６年２月５日付けで当地方整備局北上川下流河川事務所発注「排水ポンプ車（１０－４２４５）１台売払」外５件の契約締結を行ったが、同年３月１３日に引渡期限までに売払物品の引取を完了できなくなったとして履行不能届を提出し、同年３月２１日に契約を解除された。
また、同社は、同年２月１３日付けで当地方整備局新庄河川事務所発注「照明車（１１－４２８６）１台売払」外１件の契約締結を行ったが、同年３月１３日に引渡期限までに売払物品の引取を完了できなくなったとして履行不能届を提出し、同年３月２１日に契約を解除された。

５．指名停止措置理由
上記のことは、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第２第１５号に該当する。

参考
○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」　別表第２（抜粋）

措　置　要　件	期　間
（不正又は不誠実な行為） 15　別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

＜発表記者会：宮城県政記者会、山形県政記者クラブ、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先
国土交通省　東北地方整備局（ＴＥＬ　022-225-2171）（代表）
○ 総務部　契約課　課長　川﨑（かわさき）　友美（たすみ）　（内線　2511）
建設専門官　渋谷（しぶや）　隆博（たかひろ）　（内線　2512）
総務部　経理調達課　課長　千葉（ちば）　哲哉（てつや）　（内線　6551）
○は本件の主務課です。